

**ヨークベニマル佐沼店の届出概要について**  
**(法第 6 条第 2 項 変更)**

- 1 届 出 者 株式会社ヨークベニマル
- 2 届 出 日 令和 3 年 6 月 2 1 日
- 3 店舗の名称 ヨークベニマル佐沼店
- 4 店舗設置者 株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 真船 幸夫  
福島県郡山市谷島町 5 番 4 2 号
- 5 店舗所在地 登米市迫町佐沼字中江二丁目 4 番 2 号
- 6 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 2, 6 9 0 m<sup>2</sup>  
(変更後) 3, 1 5 0 m<sup>2</sup>
  - (2) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 2 5 8 台  
(変更後) 1 2 6 台 (指針による必要台数: 1 2 6 台)
  - (3) 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) 6 1 台  
(変更後) 5 0 台 (指針による必要台数: 9 0 台)
  - (4) 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 1 3 8 m<sup>2</sup>  
(変更後) 1 5 1. 2 m<sup>2</sup>
  - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 1 3. 8 m<sup>3</sup>  
(変更後) 1 0 m<sup>3</sup> (指針による必要容量: 9. 8 m<sup>3</sup>)
  - (6) 駐車場の自動車の出入口の位置
  - (7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 午前 6 時 3 0 分から午後 8 時 3 0 分まで  
(変更後) 午前 6 時から午後 1 0 時まで
- 7 変更する年月日 令和 4 年 2 月 2 2 日
- 8 事務手続き等
  - ・公 告 年 月 日: 令和 3 年 7 月 7 日
  - ・縦 覧 期 間: 公告の日から令和 3 年 1 1 月 8 日まで (公告の日から 4 か月)
  - ・地 元 説 明 会: 新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催不能として整理。  
→代替の周知方法: 新聞折り込みチラシ及び計画地での掲示
  - ・市町村等からの意見書提出期限: 令和 3 年 1 1 月 8 日 (公告の日から 4 か月以内)

・県の意見の通知期限：令和4年 2月21日（届出から8か月以内）

■変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 開店時刻及び閉店時刻 | 午前9時から午後11時まで       |
| (2) 駐車場利用時間帯   | 午前8時30分から午後11時15分まで |
| (3) 駐車場の出入口の数  | 3箇所                 |

## 住民説明会の実施状況

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

届出内容周知 の代替方法	・新聞折り込みチラシ及び計画地への掲示
問い合わせ等	・なし

## 登米市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ヨークベニマル	
届 出 年 月 日	令和3年6月21日	
店 舗 名 称	ヨークベニマル佐沼店	
所 在 地	登米市迫町佐沼字中江二丁目4番2号	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>夜間における騒音レベルの最大値の予測結果が基準を超過している地点付近において、今後周辺の土地利用が変化し住居等が立地するなどした場合には、騒音防止について適切な対策を講じるよう配慮願います。</p>	